

篠栗町立 篠栗小学校 萩尾分校 いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

- (1) いじめの定義
- (2) いじめに対する基本的な考え方

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 校内いじめ等防止対策委員会
- (2) 職員会での情報交換及び共通理解

3 いじめ未然防止のための取組

- (1) 学級経営の充実
- (2) 道徳教育の充実
- (3) 相談体制の整備
- (4) インターネット等を通じて行われているいじめ等に対する対策
- (5) 保護者や地域の方へのはたらきかけ

4 いじめ早期発見のための取組

- (1) 日々の観察
- (2) いじめ実態調査アンケートの実施及び保管
- (3) 日記や連絡帳の活用
- (4) いじめ防止に係わる資質の向上（職員研修の充実）

5 いじめに対する早期対応

- (1) 正確な実態把握
- (2) 指導体制、方針決定
- (3) 子どもへの指導・支援
- (4) 保護者との連携
- (5) いじめ発見から組織的な対応の展開
- (6) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への対応
- (7) 保護者との連携

6 いじめ解消に向けた取り組み

7 重大事態への対処

- (1) 重大事態の定義
- (2) 重大事態への対処

8 公表・点検・評価

篠栗町立篠栗小学校萩尾分校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

(1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。

（「いじめ防止対策推進法」より）

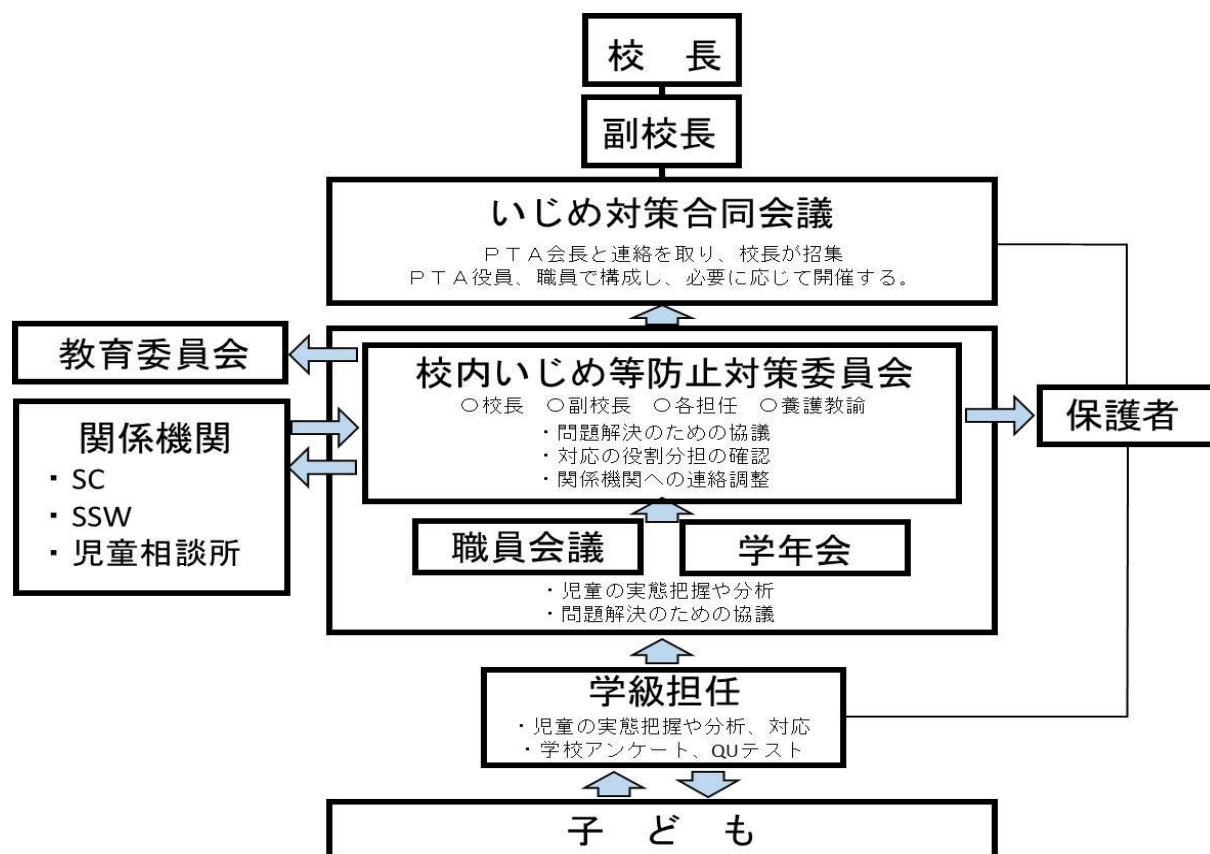
(2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、学校の内外を問わず、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ等防止対策委員会

校長、副校長、学級担任（3名）、養護教諭からなる、いじめ防止等の対策委員会設置し、必要に応じて委員会を開催する。



(2) 職員会での情報交換及び共通理解

全職員で、いじめの実態や配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解に努める。

3 いじめ未然防止のための取組

(1) 学級経営の充実

- ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、学校生活アンケートやHyperQUの結果を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。
- わかる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業を実践し、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境作り努める。

(2) 道徳教育の充実

- 道徳の授業を通して、児童の自己肯定感を高めるとともに、いじめの問題を自分のこととして捉え、考え、話し合う活動により、いじめに正面から向き合うことができるようにする。
- 全ての教育活動において道徳教育を実践し、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

(3) 相談体制の整備

- 各種検査の考察と対応策を考え、職員研修で共通理解を図る。
- 毎月のアンケート後に担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。

(4) インターネット等を通じて行われているいじめ等に対する対策

- インターネットに関する使用状況の現状把握に努め、児童にモラル教育をするなどして迅速に対応する。また、SNS上への不適切な書きこみについては、被害の拡大を防ぐために直ちに対処する。

(5) 保護者や地域の方へのはたらきかけ

- 授業参観や保護者研修会の開催、学校・学年だより等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- PTAの各種会議や保護者会等において、いじめの実態や指導方針などの情報を提供し、意見交換する場を設ける。
- インターネットを使用する場合のルールやモラルについて啓発や研修を行い、ネットいじめの予防を図る。

4 いじめ早期発見のための取組

(1) 日々の観察

- 教職員が児童と共に過ごす機会を積極的に設けることを心がけ、いじめの早期発見に努める。
- 病気やケガ等、正当な理由がなく連続して欠席が続いているなど、健康観察や欠席日数等から早期発見や対応の検討に努める。
- いじめの早期発見のためのチェックリストを活用する。
- いじめの相談窓口があることを知らせる、相談しやすい環境づくりをする。

(2) いじめ実態調査アンケートの実施及び保管

- 毎月第1週目に「学校生活アンケート」実施する。また、アンケートを基に、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。
- アンケート実施後のアンケート用紙は生徒指導部で保管し、年間を通して実態が分かるようにしておく。

(3) 日記や連絡帳の活用

- 児童の休み時間や放課後の様子に目を配ったり、ノートや日記などから交友関係や悩みを把握したりする。

(4) いじめ防止に係わる資質の向上（職員研修の充実）

- いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止に関する職員の資質向上を図る。

5 いじめに対する早期対応

(1) 正確な実態把握

- 当事者双方、周りの児童から、個々に聞き取り、記録し、速やかに管理職に報告する。
- 関係教職員と情報を共有し、事案を正確に把握する。

(2) 指導体制、方針決定

- 指導体制を整え、対応する教職員の役割分担を明確にして組織で対応する。
- 教育委員会、関係機関との連絡調整を行う。

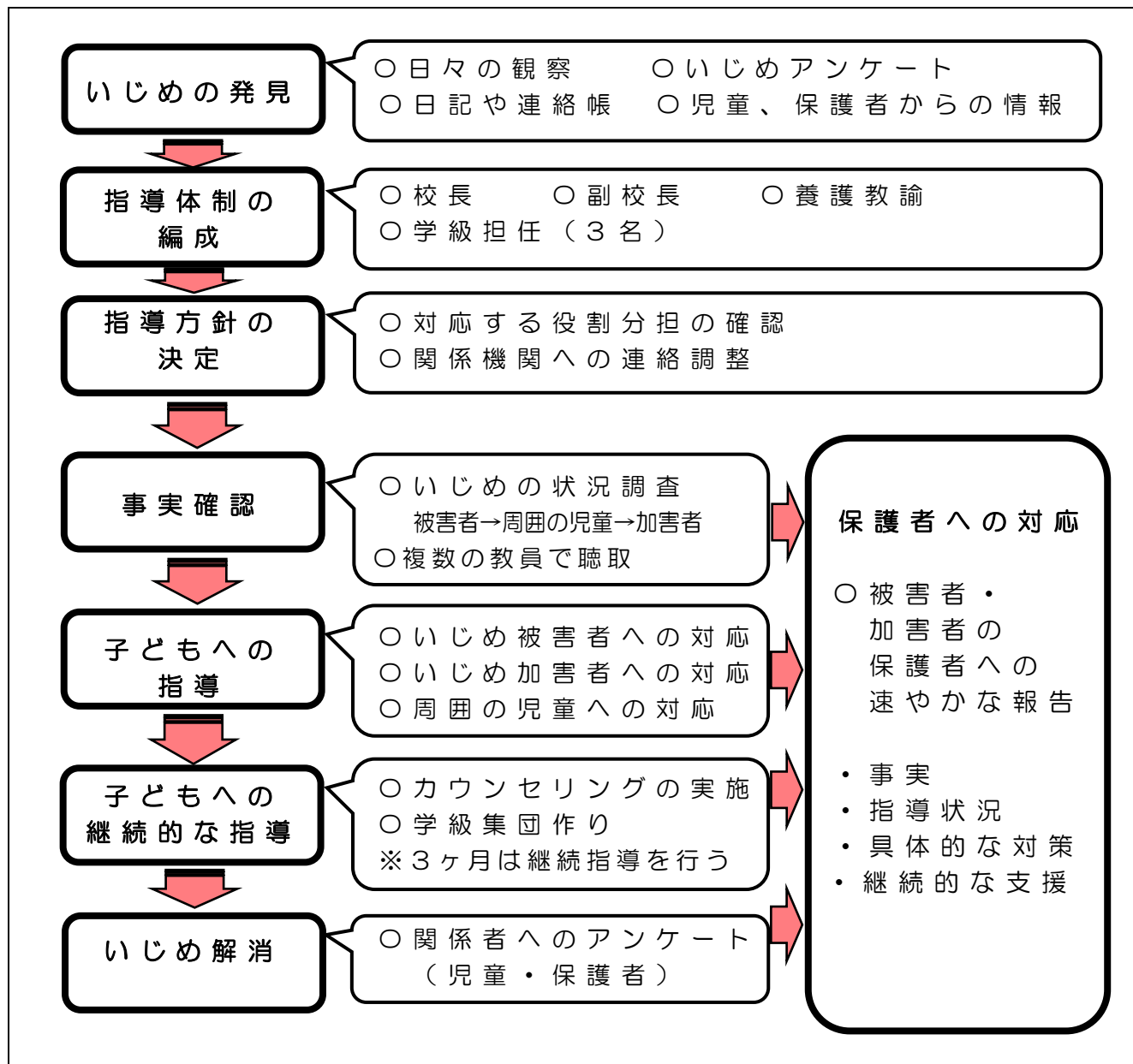
(3) 子どもへの指導・支援

- いじめられた児童の保護、心配や不安を取り除くことができるように、継続的に支援、指導を行う。（必要な場合には、一定期間別室登校などの措置を講ずる）
- いじめた児童に対して「いじめは決して許される行為ではない」という人権意識をもたせる。
- 学校カウンセラー等を活用し、子どもの心のケアに努める。

(4) 保護者との連携

- いじめ事案解消のための具体的な対策について説明する。
- 対応経過をこまめに伝え、保護者と連携しながら児童への指導、支援を行う。

(5) いじめ発見から組織的な対応の展開



(6) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への対応

○いじめ被害者への対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になる。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。
- ・学校は、いじめている側を絶対に許さないことや、今後の指導の仕方について伝える。
- ・児童のよさや優れているところを認め、励ます。
- ・いじめている側の児童との今後の関係など、具体的に指導する。
- ・面談等、定期的に行い、不安や悩みの解決に努める。
- ・自己肯定感を回復できるよう友だち関係づくりや活躍の場づくり等の支援を行う。

○いじめ加害者への指導

- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。
- ・いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁を許さない。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくかを反省させる。
- ・被害者の辛さに気づかせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。
- ・日記や面談等を通して、教師との交流を続けながら成長を確認する。
- ・授業や学級活動等を通してよさを認め、プラスの行動に向かわせる。

○観衆、傍観者への指導、対応

- ・いじめは学校全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童と共に本気で取り組んでいる姿勢を示す。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口等ではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝える。
- ・周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- ・被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。
- ・これからどのように行動したらよいかを考えさせる。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣い等について振り返らせる。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

(7) 保護者との連携

○いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。
- ・学校として子どもを守り支援していく子とを伝え、対応の方針を具体的に示す。
- ・対応過程を伝えるとともに、保護者から子どもの様子等について情報を提供する。

○いじめ加害者の保護者との連携

- ・事実聴取後、家庭訪問を行い、事実の経過に加えてその場で子どもに事実の確認をするとともに、相手の子ども状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらうよう。
- ・指導の経過と子どもの変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求め。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えている子とを伝える。

6 いじめ解消に向けた取り組み

「いじめの解消」とは、次の2つの条件が満たされていることをいう。

- ①いじめ行為がやんでいる状態が3か月継続している。
- ②被害者が心身の苦痛を受けていない

いじめは単に加害者に指導したり、加害者が被害者に謝罪したりすることで、安易にいじめが解消したと判断するのではなく、注意深く見守りを続け、被害者や保護者への面談を続けていく。

7 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

- いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合。
- いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた場合。
- 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合。
(「いじめ防止対策推進法」より)

(2) 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、町教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・生徒に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

8 公表・点検・評価

- ホームページで学校いじめ防止基本方針を公表する。
- 年度ごとにいじめに関する統計や分析を行い、これに基づいた対応を取る。
- 年度ごとにいじめ問題への取り組みを、保護者、児童、職員で評価する。
- いじめに関する点検・評価に基づき、学校いじめ防止基本方針を見直す。